

使用貸借に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。

1. 貸主は、使用貸借の目的である物を使用貸借の目的として特定した時の状態で引き渡すことを約したものと推定される。
2. Aの共同相続人の一人であるBが相続開始前からAの許諾を得て遺産である建物においてAと同居していた場合、BはAの死亡時から遺産分割により当該建物の所有関係が最終的に確定するまでの間であっても、当該建物を無償で使用することができない。
3. 借主が有益費を支出した場合において、その価格の増加が現存するときは、貸主は、その選択に従い、借主が支出した金額又は増価額のいずれかを償還すれば足りる。
4. 借主が貸主に無断で第三者に借用物を引き渡して使用させたときは、貸主は、借主に対して、催告をしなければ、契約を解除することができない。

(司法H30-24改題)

司法H30-24	使用貸借
正解 1	正解 3

正しいものは，1，3であり，正解は1，3となる。

- 1 正しい。 貸主は，使用貸借の目的である物を使用貸借の目的として特定した時の状態で引き渡すことを約したものと推定される（民法596条・551条1項）。これは，当事者の通常の意味を推定するものである。よって，本記述は正しい。*中田（契約）271頁，376頁。
- 2 誤り。 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合，被相続人の配偶者は，被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していたときは，遺産の分割によりその建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間は，その居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を有する（民法1037条1項1号）。この配偶者短期居住権の制度は，「共同相続人の1人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは，特段の事情のない限り，被相続人と右同居の相続人との間において，被相続人が死亡し相続が開始した後も，遺産分割により右建物の所有関係が最終的に確定するまでの間は，引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があったものと推認されるのであって，被相続人が死亡した場合は，この時から少なくとも遺産分割終了までの間は，被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり，右同居の相続人を借主とする右建物の使用貸借契約関係が存続する」とする平成30年7月改正前の判例法理（最判平8.12.17 民法百選Ⅲ〔第2版〕71事件）を参考に，新たに創設されたものである。配偶者短期居住権と上記判例法理との関係については，配偶者短期居住権が認められることにより，使用貸借契約が締結されたのとはほぼ同様の状態が確保されることとなるから，被相続人とその配偶者の通常の意味としては，それとは別に使用貸借契約を締結する意思まではないと考えるのが自然であり，その限りで使用貸借契約の成立を推認する上記判例は変更されるというのが立案担当者の見解である。この見解に従えば，配偶者は配偶者短期居住権により保護され，配偶者以外の相続人については，上記判例法理の下で，従前通りその居住権が保護されることとなる。以上からすると，本記述の共同相続人BがAの配偶者である場合には，Bは配偶者短期居住権を取得し，また，BがAの配偶者以外の相続人である場合には，上記判例法理により，使用貸借の合意が推認されるから，いずれにしても，Bは，遺産分割により当該建物の所有関係が最終的に確定するまでの間，当該建物を無償で使うことができることとなる。よって，本記述は誤りである。*潮見（詳解相続法）317～318頁，322頁。一問一答（新しい相続法）34～35頁。民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明2～5頁。
- 3 正しい。 使用貸借における借主が借用物について通常必要費以外の費用（例えば，有益費）を支出した場合，貸主は，民法196条の規定に従い，その償還をしなければならない（同595条2項・583条2項）。そして，同196条2項本文は，「有益費については，その価格の増加が現存する場合に限り，回復者の選択に従い，その支出した金額又は増価額を償還させることができる。」と規定する。したがって，本記述において，貸主は，その選択に従い，借主が支出した

金額又は増価額のいずれかを償還すれば足りる。よって、本記述は正しい。*中田（契約）375頁。近江V177頁。

4 誤り。

借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない（民法594条2項）。そして、借主が同項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主は、契約の解除をすることができる（同条3項）。このように、同項が「契約の解除をすることができる」とするのは、同541条以下の規定による解除をすることができるとする趣旨ではなく、同条の催告を要せず、同594条3項により直ちに解除をすることができることを認めたものである。よって、本記述は誤りである。*中田（契約）383頁。新版注釈民法(15)106頁。

改題について

出題当時の設問

使用貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ウ．建物所有者AとBの間で、Aの海外赴任中に限り無償でその所有建物をBが借り受ける旨の合意をしたが、その引渡し前に、Aが第三者Cと賃貸借契約を締結して当該建物を引き渡した場合、BはAに対して、使用貸借契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求をすることができない。

削除の理由

平成29年改正により使用貸借契約は、要物契約から諾成契約に改められた（民法593条）。これは、貸主が借用物を引き渡さないことによる契約の不成立を主張することで借主が不利益を被ることや、同改正前から諾成的使用貸借も認められていたことを踏まえたものである。そこで、使用貸借の合意により、貸主は、借主に対して目的物を引き渡す債務を負うことになる。もっとも、書面によらない使用貸借における貸主は、借主が借用物を受け取るまでは契約の解除をすることができる（同593条の2）ことから、当該貸主は、書面によらない贈与（同550条）における贈与者と同様（贈与と使用貸借は無償契約という点で共通する。）に、借用物を借主に引き渡さずに第三者に引き渡したとしても、原則として債務不履行に基づく損害賠償責任を負わないと解される。したがって、本記述は、平成29年改正民法下においては、正誤が不明であり、出題として不適切であると考えられる。よって、本記述を削除した。*中田（契約）369頁，374頁。新版注釈民法(14)46頁。一問一答（民法（債権関係）改正）303頁。

（試験対策講座の参照頁） 債権各論（第4版）188～197頁。

伊藤塾

【MEMO】